○国土交通省告示第二百七十二号

砂川ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　砂川市　北海道砂川市西六条北三丁目一番一号
二　空港の名称及び位置　砂川ヘリポート　北海道砂川市
三　供用廃止の予定期日　平成三十年三月三十一日

○国土交通省告示第二百七十三号

佐伯ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　佐伯市　大分県佐伯市中村南町一番一号
二　空港の名称及び位置　佐伯ヘリポート　大分県佐伯市
三　供用廃止の予定期日　平成三十年四月一日

○国土交通省告示第二百七十四号

大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　新関西国際空港株式会社　大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大阪国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大阪国際空港内及びその周辺　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市及び尼崎市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十八年国土交通省告示第四百五十六号を参照）

イ　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表誘導案内灯の項の次に次のように追加した。

駐機位置指示灯	発光ダイオード、航空赤、航空黄の不動光		駐機場付近

ロ　運用時間を次のとおりに変更した。

(1)　飛行場灯台　夜間、計器気象状態下にある場合又は上空を通過する航空機の援助のために必要と認められるとき。

(2)　飛行場灯台、離陸待機警告灯、航空機接近警告灯及び駐機位置指示灯以外の飛行場灯火　航空機が離陸し、若しくは着陸するとき又は上空を通過する航空機の援助のために必要と認められるとき（進入角指示灯、滑走路末端識別灯及び滑走路距離灯以外の飛行場灯火にあっては、夜間又は計器気象状態下にある場合その他視界が制限される場合に限る。）。

附　則

この告示は、平成三十年三月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十五号

松本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　長野県　長野県長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松本空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　松本空港内　長野県松本市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。

附　則

この告示は、平成三十年三月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十六号

久米島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　久米島空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　久米島空港内　沖縄県島尻郡久米島町
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。

附　則

この告示は、平成三十年三月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川那賀川水系那賀川及び加茂谷川改修工事（加茂堤防）並びにこれに伴う農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　徳島県阿南市加茂町不ひ、カハヤ、佃、宮ノ前、大西、中楠、城ノ前、宿居前、奥田、宗田及び惣道地内

2　使用の部分　徳島県阿南市加茂町不ひ、カハヤ、佃、宮ノ前、大西、中楠、城ノ前、奥田、宗田及び惣道地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川那賀川水系那賀川及び加茂谷川改修工事（加茂堤防）並びにこれに伴う農業用道路付替工事（以下「本件事業」という。）は、徳島県阿南市加茂町不ひ地内から大西地内までの一級河川那賀川水系那賀川（以下単に「那賀川」という。）右岸の延長1,079ｍの区間（以下「本川区間」という。）並びにカハヤ地内から惣道地内までの一級河川那賀川水系加茂谷川（以下単に「加茂谷川」という。）左岸の延長857ｍの区間及びカハヤ地内から宗田地内までの加茂谷川右岸の延長1,017ｍの区間（以下「支川区間」という。）における河川改修工事及びこれに伴う農業用道路付替工事である。

本件事業のうち、「一級河川那賀川水系那賀川及び加茂谷川改修工事（加茂堤防）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。